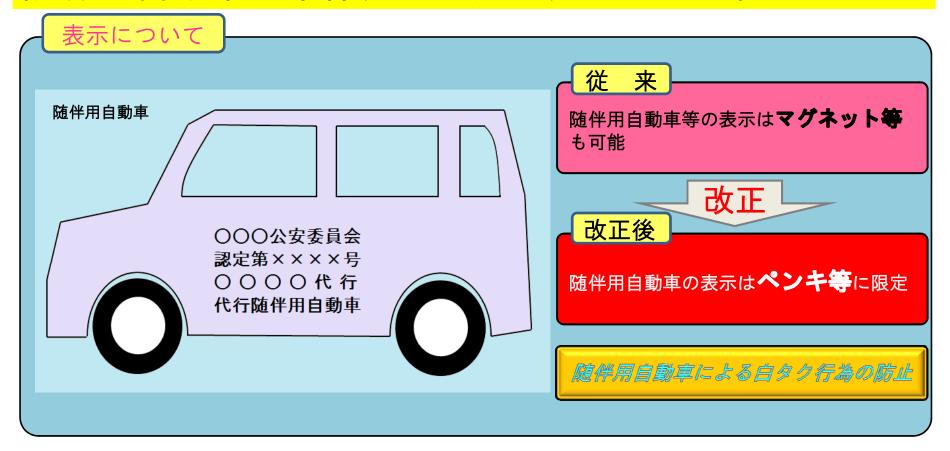
平成25年3月31日から、自動車運転代行業に使用する 随伴用自動車の車体表示方法が変わります。



国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、随伴用自動車の車体表示は、「自動車運転代行業者の名称又は記号」、「認定を行った都道府県公安委員会の名称及び認定番号」、「代行」及び「随伴用自動車」の表示をペンキ等により表示しなければなりません。

※ ただし、旅客自動車運送事業の用に供する自動車を随伴用自動車とする場合には、上記の表示を"表示板(マグネット等)"により表示することができます。